

## Ⅱ 地域福祉班

### 1 老人福祉

- 1) 高齢人口
- 2) 介護保険事業者の指定及び更新等
- 3) 施設福祉対策

### 2 障害者福祉

- 1) 身体障害者福祉
- 2) 知的障害者（児）福祉
- 3) 特別障害者手当等支給制度
- 4) 障害者自立支援について

### 3 児童福祉

- 1) 児童の健全育成対策
- 2) 保育対策

### 4 母子及び父子並びに寡婦の福祉

### 5 地域の福祉

- 1) 社会福祉協議会
- 2) 民生委員・児童委員

### 6 配偶者暴力相談支援センター

### 7 その他



# 1 老人福祉

我が国は、急速な少子高齢化により今後75歳以上の後期高齢人口の占める割合が更に高くなっていくことが見込まれている。

介護保険制度は、人口の高齢化や、世帯規模の縮小、女性の雇用機会の拡大、扶養意識の変化等による家庭での介護能力の低下により、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みが必要となり、平成12年度に介護保険法が施行され、16年目を迎えている。

県においては、沖縄県介護保険事業支援計画を含む「沖縄県高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で、生き生きと自立した生活を送ることができるよう、介護予防・生活支援、健康づくり及び生きがい対策等に積極的に取り組んでいる。

## 1) 高齢人口

我が国の65歳以上の人口は、平成27年10月1日時点で3,392万人となっており、前年に比べ約92万人の増加となっている。65歳以上人口割合は26.7%で過去最高となっており、超高齢社会といえる。また、75歳以上人口の割合は12.9%となり、8人に1人が75歳以上人口となっている。(総務省統計局人口推計)

また、本県の高齢者人口は、平成27年10月1日時点で約27万9千人となっており、そのうち65歳以上75歳未満の高齢者数は約13万6千人、75歳以上の高齢者数は約14万3千人となっている。本県の高齢化率(総人口に占める65歳以上の高齢者の割合)は、平成27年10月現在19.2%となっている。(沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課高齢者保健福祉圏域別高齢化の状況)

一方、管内市町村の65歳以上人口は、73,671人で管内人口(413,276人)の17.8%を占め、高齢社会となっている。

また、当管内は離島や過疎地域を抱えているが、超高齢社会に達したところが6市町村、高齢社会が9市町村となっている。

管内市町村別65歳以上人口と高齢化の状況は表1のとおりである。

※高齢化社会：高齢化率(65歳以上人口比率)が次第に高くなりつつある社会で、高齢化率が7%以上をいう。

※高齢社会：高齢化率の上昇があるレベルに達し安定した社会で、高齢化率が14%以上をいう。

※超高齢社会：高齢化率21%を超える社会をいう。

表1 市町村別65歳以上人口と高齢化の状況

平成27年10月1日現在

市町村名	人口					総世帯数	高齢者のいる世帯			
	総人口 A	65歳 以上人口 B	75歳 以上人口 C	人口比率			総数	内訳		
				B/A	C/A			高齢者 単身世帯	高齢者 世帯	その他
(人)	(人)	(人)	(%)	(%)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	
沖縄県	1,458,517	279,748	143,714	19.2	9.9	618,551	199,516	71,373	42,860	85,283
南部福祉 保健所管内	413,276	73,671	36,387	17.8	8.8	164,607	51,478	15,440	11,221	24,817
浦添市	114,037	19,053	9,103	16.7	8.0	47,464	13,250	4,602	3,187	5,461
糸満市	60,100	10,867	5,409	18.1	9.0	24,114	7,857	2,834	1,561	3,462
豊見城市	62,262	9,877	4,485	15.9	7.2	23,932	6,711	1,859	1,648	3,204
南城市	42,748	9,700	5,073	22.7	11.9	16,390	5,886	1,220	1,525	3,141
西原町	35,167	6,112	2,777	17.4	7.9	13,771	4,175	1,122	984	2,069
与那原町	18,826	3,287	1,562	17.5	8.3	7,436	2,288	692	456	1,140
南風原町	37,322	5,876	2,756	15.7	7.4	13,800	3,949	991	908	2,050
久米島町	8,236	2,159	1,646	26.2	20.0	3,956	2,706	655	0	2,051
八重瀬町	29,973	5,548	2,862	18.5	9.5	11,184	3,799	1,082	771	1,946
渡嘉敷村	694	162	103	23.3	14.8	416	114	61	29	24
座間味村	919	280	129	30.5	14.0	531	147	52	37	58
粟国村	741	257	181	34.7	24.4	445	191	117	44	30
渡名喜村	394	157	103	39.8	26.1	225	124	47	17	60
南大東村	1,268	225	145	17.7	11.4	658	198	81	40	77
北大東村	589	111	53	18.8	9.0	285	83	25	14	44

※本資料は、各市町村から報告のあった住民基本台帳のデータに基づく数値をとりまとめたものである。

(注)「高齢者世帯」→65歳以上での者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

## 2) 介護保険事業者の指定及び更新等

平成27年度の南部管内における介護保険事業者の指定及び指定更新、監査、書面監査の状況は表2のとおりとなっている。その他、介護保険事業者からの廃止届23件、休止届17件、再開始届3件となっている。

表2 指定及び指定更新等の実施状況

サービスの種類	平成27年度			
	指定	指定更新	監査	書面監査
訪問介護	4	4	—	—
介護予防訪問介護	4	2	—	—
訪問入浴介護	—	—	—	—
介護予防訪問入浴介護	—	—	—	—
通所介護	18	20	—	—
介護予防通所介護	18	15	—	—
訪問看護	2	1	—	—
介護予防訪問看護	2	1	—	—
居宅療養管理指導	—	—	—	—
介護予防居宅療養管理指導	—	—	—	—
福祉用具貸与	2	1	—	—
介護予防福祉用具貸与	2	1	—	—
特定福祉用具販売	2	1	—	—
特定介護予防福祉用具販売	2	1	—	—
通所リハビリテーション	—	—	—	—
介護予防通所リハビリテーション	—	—	—	—
居宅介護支援	8	9	—	—
合 計	64	56	0	0

## 3) 施設福祉対策

養護老人ホームは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活が困難な者を入所させる施設で、県内には、具志川厚生園、名護厚生園、宮古厚生園、八重山厚生園、首里偕生園、沖縄偕生園の6施設（定員は合計で300床）がある。

なお、施設への入所は、市町村による措置の決定に基づき行われる。

## 2 障害者福祉

障がい者福祉制度については、平成15年4月にこれまでの「措置制度」から利用者が主体的にサービスを選択し、契約によりサービスを利用する「支援費制度」に移行し、実施主体は市町村となった。平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、これまで身体障害・知的障害・精神障害といった障害種別ごとにサービスが提供されていたのが障害種別にかかわらず、一元的にサービスが利用できるようになった。

平成24年4月から障害児を対象とした施設・事業はこれまで施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されてきたが、児童福祉法の一部改正に伴い根拠既定が一本化された。また、18歳以上の障害児施設入所者については、施行後は障害者自立支援法の障害者施策により対応している。

平成25年4月1日から、障害者自立支援法を障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律）とするとともに、障害者の定義に難病等を追加、平成26年4月1日からは、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化されている。

平成26年4月1日、すべての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、地域社会の一員として安心して暮らすことができる共生社会（インクルーシブ社会という）の実現を目指して「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」がスタートした。

### 1) 身体障害者福祉

もとより身体障害者対策は、福祉対策に止まらず雇用促進、教育、生活圏の整備等広範囲かつ多岐にわたった総合的推進が必要であり、身体障害者の特性に応じた弾力的対策が求められる。

#### (1) 身体障害者手帳

県内の身体障害者手帳所持者数（平成28年3月31日現在）は視覚障害3,122人、聴覚・平衡機能障害5,955人、音声・言語機能障害638人、肢体不自由22,036人、内部障害が19,162人、代表部位不明20人、計50,933人となっている。

管内の身体障害者手帳所持者数（平成28年3月31日現在）を見ると視覚障害1,020人、聴覚・平衡機能障害1,789人、音声・言語機能障害199人、肢体不自由7,242人、内部障害6,417人、計16,667人となっている。（表1参照）



表1 年度別、障害別、身体障害者の推移

年度別	視覚障害	聴覚平衡 障害	音声・言語	肢 体 不 自 由	内部障害	管 内 計	県 計
平成23年度	2,141	3,449	406	15,114	13,007	34,117	70,449
平成24年度	2,165	3,513	418	15,392	13,312	34,800	72,037
平成25年度	1,020	1,687	196	7,227	5,933	16,063	49,549
平成26年度	1,009	1,742	194	7,239	6,187	16,371	50,149
平成27年度	1,020	1,789	199	7,242	6,417	16,667	50,933

※平成25年度から那覇市は含まない。

## (2) 身体障害者スポーツの振興

身体障害者がスポーツを通じ、体力の維持、増強及び残存機能の向上を図るとともに、明朗活発、かつ、積極的な性格と協調精神を養い、明るい生活の形成に寄与する目的で毎年県身体障害者スポーツ大会が行われている。

表2 町村別、年度別参加選手数

年度別 町村別	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
西原町	12	13	11	12	16
与那原町	6	9	10	10	12
南風原町	18	21	19	20	19
八重瀬町	10	9	8	7	7
久米島町	—	—	—	—	—
渡嘉敷村	—	—	—	—	—
座間味村	—	—	—	—	—
粟国村	—	—	—	—	—
渡名喜村	—	—	—	—	—
南大東村	—	—	—	—	—
北大東村	—	—	—	—	—
計	46	52	48	49	54
開催地	沖縄市	沖縄市	沖縄市	沖縄市	沖縄市

\*平成24年度、第48回大会は雨天で中止のため参加を予定していた人数

## 2) 知的障害者（児）福祉

知的障害者福祉に関しても、身体障害者福祉同様、諸福祉サービスの実施責任が県から町村に委譲され、市町村が在宅福祉、施設福祉の一元的実施主体として、知的障害者に対し、各種サービスを総合的にきめ細かく提供している。

### (1)療育手帳

知的障害者（児）に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受けやすくするために、療育手帳を交付し、もって知的障害者（児）の福祉の増進に資することを目的とする。

本県の知的障害者（児）の療育手帳交付数は14,254人で18歳未満は3,484人で内訳はA（最重度、重度）は697人、B（中度、軽度）2,787人となり、18歳以上は10,770人で内訳はAで3,868人、Bは6,902人となっている。なお、管内の療育手帳交付状況は、7,272人で、これを障害程度で見ると、最重度699人、重度1,601人、中度2,216人、軽度2,756人となっている。

表3 市町村別、障害程度別療育手帳交付状況

(平成28年3月現在)

程度別	交付総数					知的障害者					知的障害児				
	A1	A2	B1	B2	計	A1	A2	B1	B2	計	A1	A2	B1	B2	計
市町村別															
那覇市	276	625	880	1,283	3,064	233	504	706	820	2,263	43	121	174	463	801
浦添市	114	222	288	366	990	97	164	216	211	688	17	58	72	155	302
糸満市	72	180	253	269	774	59	151	187	170	567	13	29	66	99	207
豊見城市	36	105	145	199	485	29	84	94	117	324	7	21	51	82	161
南城市	56	109	183	175	523	52	93	163	107	415	4	16	20	68	108
西原町	26	107	116	135	384	22	86	93	98	299	4	21	23	37	85
与那原町	10	30	69	70	179	9	23	55	49	136	1	7	14	21	43
南風原町	49	103	116	115	383	44	80	85	69	278	5	23	31	46	105
八重瀬町	46	104	100	95	345	39	93	83	64	279	7	11	17	31	66
久米島町	9	10	50	37	106	9	10	47	29	95	0	0	3	8	11
渡嘉敷村	0	0	4	3	7	0	0	4	2	6	0	0	0	1	1
座間味村	1	2	4	2	9	1	2	4	1	8	0	0	0	1	1
粟国村	2	1	5	3	11	2	1	5	2	10	0	0	0	1	1
渡名喜村	2	2	1	2	7	2	2	1	2	7	0	0	0	0	0
南大東村	0	1	2	1	4	0	1	2	1	4	0	0	0	0	0
北大東村	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	699	1,601	2,216	2,756	7,272	598	1,294	1,745	1,743	5,380	101	307	471	1,013	1,892

(注) A1最重度 A2重度 B1中度 B2軽度

表4 市町村別、年度別療育手帳新規交付状況

平成27年度																	
	那覇市	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	八重瀬町	久米島町	渡嘉敷村	座間味村	粟国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	計
平成22年度	131	41	25	27	12	17	8	20	5	5	0	0	0	0	1	1	293
平成23年度	126	33	23	15	19	14	6	16	4	7	0	1	0	0	0	0	264
平成24年度	124	33	40	23	18	10	10	10	12	3	0	0	0	0	0	0	283
平成25年度	105	45	35	22	15	15	11	21	9	5	0	0	0	0	0	0	283
平成26年度	138	65	37	31	23	21	12	11	11	5	0	0	1	0	0	0	355
平成27年度	160	60	29	29	16	12	8	16	9	1	1	1	0	0	0	0	342

### 3) 特別障害者手当等支給制度

特別障害に対する特別障害者手当制度及び重度障害児に対する障害児福祉手当制度は、昭和60年5月1日に公布された国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）第7条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づき、昭和61年4月1日から実施されている。

なお、障害基礎年金及び特別障害者手当制度の創設に伴い、経過措置分を除いて従前の福祉手当制度は廃止となった。

#### (1) 特別障害者手当

障害者の所得保障の一環として障害者の自立生活の基盤を確立するために創設され、在宅の特別障害者に対し、著しく重度の障害によって生じる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図る。

#### (2) 障害児福祉手当

従前の福祉手当制度の支給対象者を20歳未満の児童に限定し、その手当の名称を障害児福祉手当と改めた。同制度は在宅の重度障害児に対し、その重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより、重度障害児の福祉の増進を図る。

#### (3) 福祉手当（経過措置）

従来の福祉手当の受給者のうち特別障害者手当に該当せず、かつ、障害基礎年金も受給できない者に対しては、国民年金法等の一部を改正する法律附則第97の規定により、経過措置として従前の例により福祉手当を支給する。



表5 平成27年度特別障害者手当等支給状況(町村別)

(支給人員は平成28年3月31日現在)

内訳 町村別	特別障害者手当		障害児福祉手当		福祉手当		合 計	
	人員	支給額	人員	支給額	人員	支給額	人員	支給額
西原町	44	15,062,500	31	6,024,760	1	173,080	76	21,260,340
八重瀬町	36	11,140,100	31	5,897,160	1	158,600	68	17,195,860
与那原町	13	4,374,940	14	2,437,600	0	0	27	6,812,540
南風原町	28	10,183,640	38	7,152,840	0	72,720	66	17,409,200
久米島町	24	9,542,280	2	346,160	1	173,080	27	10,061,520
渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0	0
座間味村	2	636,400	0	0	0	0	2	636,400
栗国村	1	318,200	1	345,480	0	0	2	663,680
渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0
南大東村	0	0	0	0	0	0	0	0
北大東村	0	0	1	173,080	0	0	1	173,080
	148	51,258,060	118	22,377,080	3	577,480	269	74,212,620

#### 4) 障害者自立支援について

##### (1) 相談支援事業

市町村では地域生活支援事業として、障害のある人やその保護者及び介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護等の必要な援助を行うため相談支援事業所事業を実施している。(管内各市町村の相談支援実施体制は表8のとおり)

福祉保健所では地域の相談支援体制やネットワークの構築に向け市町村支援を実施している。平成28年3月末時点で、16市町村(全市町村)に、自立支援協議会が設置されている。

また、福祉保健所では、南部地区障害者自立支援連絡会議を平成19年度に設置し市町村自立支援協議会の運営支援等を行っている。連絡会議の下部組織として、4部会(療育・教育部会、就労部会、住まい・地域支援部会、相談支援部会)を設置し、それぞれの課題についての検討や意見交換、研修会等を実施している。

##### (2) 自立支援給付支給事務等に関する指導

自立支援給付支給事務が円滑及び適正に実施されるよう、また、給付対象サービスの質の確保や給付の適正化を図るため実地指導を行う。

ア 市町村指導(根拠法令:地方自治法第245条の4)

平成27年度は管内2町に対し実地指導を行った。

イ 障害福祉サービス事業者等指導(根拠法令：障害者自立支援法第11条第2項)  
平成27年度は管内5指定事業者に対し、サービス等の取扱いや費用の請求等に関する実地指導を行った。

(3) 発達障害児者支援体制整備について

当福祉保健所では、平成23年度より、沖縄県発達障害児者支援体制整備計画に基づき、療育・教育部会の中に「南部地区発達障害児者支援体制整備作業部会」を立ち上げ、発達障害児者支援体制整備に取り組んでいる。

○作業部会委員(モデル市の関係各課、南部福祉保健所の関係班、小児保健協会、発達障害者支援センター、相談支援事業所、圏域アドバイザー、小児科医、精神科医、親の会等)

(4) 心身障害者扶養共済制度

心身障害者を扶養する者が、その生存中一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡または重度障害等)のことが生じた場合、残された心身障害者の生活を保障するために障害者の生存中、毎月年金を支給する任意加入の共済制度で、いわゆる「親なきあとの保障」を行うもので、本県では昭和48年から実施されている。

扶養共済制度の加入者及び年金受給者は、下記のとおりである。(掛金については、加入者が経済的にその拠出が困難な場合には減免措置を講ずることとしている。)

○扶養共済制度加入者及び年金受給者状況(平成28年3月31日現在)

町村名	扶養共済制度加入者数	扶養共済制度年金受給者数	合計
南風原町	10	7	17
八重瀬町	8	7	15
西原町	1		1
与那原町	1	1	2
座間味村		3	3
渡名喜村	2		2
合計	22	18	40

表6 平成27年度市町村相談支援事業実施体制（南部圏域）

市町村名	担当課	障害相談種別等				相談事業委託先	
		身体	知的	精神	包括支援センターと一体	法人名等	事業所名
那覇市	健康福祉部 障がい福祉課	○	○	○		社団法人 沖縄県精神障害者福祉会連合会	相談支援事業所なんくる
		○	○	○		社団法人 那覇市身体障害者福祉協会	障がい者相談支援センター すこやか
		○	○	○		社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会	那覇市障がい者生活支援センターゆいゆい
		○	○	○		社会福祉法人 若竹福祉会	地域生活支援センターEnjoy
		○	○	○		NPO わくわくの会	さぼーとせんたーi（あい）
浦添市	福祉保健部 福祉給付課	○				社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会	ピアサポートセンターほると
			○			社会福祉法人 若竹福祉会	地域生活支援センターEnjoy
				○		NPO ほっとハウス	生活支援センターあおぞら
糸満市	福祉保健部 社会福祉課	○				社会福祉法人 糸満市社会福祉協議会	糸満市生活支援センター陽だまり
			○			社会福祉法人 志紋福祉会	みなみの里相談支援センター
				○		社団法人 沖縄県精神障害者福祉会連合会	糸満市地域生活支援センターひかり
豊見城市	福祉部 障がい・長寿課	○	○	○	○	社会福祉法人 まつみ福祉会	地域活動支援センターさくら
			○			社会福祉法人 志紋福祉会	みなみの里相談支援センター
			○			社会福祉法人 とよみ福祉会	相談支援事業所 ひまわり
南城市	福祉部 生きがい推進課 (大里庁舎)		○			社会福祉法人 志紋福祉会	みなみの里相談支援センター
			○			社会福祉法人 ニライカナイ	鶴生の叢あしすと
		○	○	○		社団法人 沖縄県精神障害者福祉会連合会	相談支援事業所野の花
西原町	介護支援課	○				社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会	ピアサポートセンターほると
			○			社会福祉法人 若竹福祉会	地域生活支援センターEnjoy
				○		地方公共団体 西原町	健康衛生課
与那原町	福祉課	○	○			社会福祉法人 若竹福祉会	地域生活支援センターEnjoy
				○		社団法人 沖縄県精神障害者福祉会連合会	相談支援事業所てるしの
		○	○	○		NPO わくわくの会	さぼーとせんたーi（あい）
南風原町	保健福祉課	○	○	○		地方公共団体 南風原町	保健福祉課
八重瀬町	社会福祉課		○			社会福祉法人 志紋福祉会	みなみの里相談支援センター
				○		社団法人 沖縄県精神障害者福祉会連合会	相談支援事業所ひかり
久米島町	福祉課	○	○	○		地方公共団体 久米島町	福祉課（仲里庁舎）
渡嘉敷村	民生課	○	○	○		地方公共団体 渡嘉敷村	民生課福祉係
座間味村	住民課	○	○	○	○	地方公共団体 座間味村	座間味村地域包括支援センター
栗国村	民生課	○	○	○	○	地方公共団体 栗国村	民生課
渡名喜村	民生課	○	○	○		地方公共団体 渡名喜村	民生課
南大東村	福祉民生課	○	○	○	○	地方公共団体 南大東村	南大東村地域包括支援センター
北大東村	住民課	○	○	○		地方公共団体 北大東村	住民課

### 3 児童福祉

児童の福祉は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成され、ひとしくその生活を保障され、愛護されて、将来の社会を担う健全な社会人として育成されることを目的とし、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童の健全育成に対する責任を担うことになっている。

近年の著しい社会、経済の変動に伴って児童を取り巻く社会環境は、共働き家庭の増加、核家族等に伴う家庭養育機能の低下、育児に対する意識の変化、そのほか、離婚の増加等による家庭崩壊、家庭内暴力、非行、児童虐待等、様々複雑な問題を生みだしている。

これらの児童問題に対処するため、家庭児童相談機能の強化、児童の健全育成策の充実等を図っている。

#### 1) 児童の健全育成対策

##### (1) 家庭児童の福祉

家庭は、児童育成の基盤であり、児童の人格形成にとって極めて大きな影響を及ぼすものであるが、近年の社会変化、経済的な変動による家庭養育機能の低下等に伴い、子どもの養育に支援を必要とする世帯が増加している。

これらのことから、家庭における人間関係の健全化、養育の適正化、児童福祉の向上を図る目的で家庭児童相談室が設置され家庭児童福祉主事1人、家庭児童支援員1人が配置された。

平成17年4月1日には児童福祉法改正により、家庭児童相談に関しては、市町村の業務として法律上明確にされ、県福祉保健所(家庭児童相談室)の役割については、専門的な立場から、虐待や不登校等それぞれのケースに即した対応や町村の後方支援が行われている。

表1 年度別家庭相談員活動状況の推移 (延人数)

区分		性格・生活習慣等	知能・言語	学校生活等	非行	家族関係	環境福祉	心身障害	助産・その他	計
年度別										
	平成 22 年度	16	-	538	106	337	1,062	496	35	2,590
	平成 23 年度	2	-	355	2	394	278	37	189	1,257
	平成 24 年度	4	-	327	11	539	455	3	68	1,407
	平成 25 年度	2	69	385	32	407	383	27	36	1,341
	平成 26 年度	31	120	293	47	647	856	76	34	2,104
平成 27 年度	件数	203	87	278	144	1,149	197	128	84	2,270
	構成比(%)	8.9	3.8	12.2	6.3	50.6	8.7	5.6	3.7	100.0

表2 年度別、経路別相談状況の推移

年度別	区分	総 数	発 見	児 童 委 員 か ら の 通 告	第1 児 童 相 談 所 か ら 送 致 (法 第 2 6 条)	第2 児 童 相 談 所 か ら 委 嘱 (法 第 1 8 条)	保 健 所 か ら 通 知	警 察 関 係 か ら 通 知	そ の 他 都 道 府 県 関 係 か ら 通 告	市 町 村 か ら 通 告	学 校 か ら 相 談	家 族 ・ 親 戚 か ら 相 談	本 人 か ら 相 談	そ の 他 か ら の 通 告 等
平成23年度		38	-	-	-	-	-	1	-	24	-	3	-	10
平成24年度		61	11	-	2	-	-	-	-	32	3	7	2	4
平成25年度		60	5	-	-	-	-	-	-	6	4	9	35	1
平成26年度		86	21	-	4	-	-	-	1	14	3	9	32	2
平成27年度	件数	69	14	-	1	-	-	-	2	10	3	5	3	8
	構成比(%)		20.3	-	1.4	-	-	-	2.9	14.5	4.3	7.2	4.3	11.6

表3 年度別相談処理状況の推移(人数)

(平成27年度)

年度別	区分	総 数	社 会 的 福 祉 害 主 者 福 祉 指 導 は	施 設 入 所 置		措 置 権 者 に 報 告 又 は 通 知	又 児 童 は 相 談 所 へ 送 等 致	調 査 完 了 し た 児 童 相 談 所 の 委 嘱 に よ る も の 2 項 に よ る も の 1 に よ る も の 1	他 の 機 関 に 幹 旋 ・ 紹 介	相 談 ・ 助 言 そ の 他
				助 産 施 設	母 子 生 活 支 援 施 設					
平成23年度		38	-	22	-	-	-	-	1	15
平成24年度		61	2	28	-	-	-	-	3	28
平成25年度		60	-	33	-	-	-	-	6	21
平成26年度		86	12	28	-	-	3	-	13	30
平成27年度	件数	69	10	23	-	-	1	-	8	27
	構成比(%)	100.0	14.5	33.3	-	-	1.4	-	11.6	39.1

## (2) 要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会とは、平成16年に改正された児童福祉法第25条の2に基づく児童福祉等の関係機関によるネットワークであり、要保護児童や特定妊婦等の適切な保護や支援等を行うための機関であり、地方公共団体はその設置に努めることとされている。児童福祉法改正により法定化され、現在、県内全市町村において設置されているが、平成27年度に会議開催がなかった所もあり、児童の健全育成等のため、要保護児童対策地域協議会の更なる活性化が課題だと言えよう。

要保護児童対策地域協議会は、代表者会議、実務者会議、個別支援会議が主な構成となっており、当所の家庭児童支援員らが市町村の求めに応じ、会議参加等の支援を行っている。

表4 市町村の要保護児童対策地域協議会の設置状況

市町村名	設置年月日	平成27年度協議単独開催回数		
		代表者会議	実務者協議	個別支援会議
那覇市	平成18年1月13日	1	2	133
浦添市	平成18年3月31日	1	5	17
糸満市	平成22年2月1日	1	4	25
豊見城市	平成22年2月22日	1	2	6
南城市	平成19年3月28日	1	4	14
西原町	平成17年11月1日	1(1)	1(1)	15(6)
八重瀬町	平成18年1月1日	1(1)	2(2)	21(4)
与那原町	平成19年7月31日	1(1)	3(3)	20(1)
南風原町	平成19年2月22日	1(1)	3(1)	20(3)
久米島町	平成20年8月1日	0	4(0)	4(1)
渡嘉敷村	平成19年7月31日	-	0	0
座間味村	平成21年4月1日	-	0	0
粟国村	平成21年10月30日	0	-	0
渡名喜村	平成26年11月4日	0	0	0
南大東村	平成22年2月1日	1(0)		
北大東村	平成20年1月29日	-	-	0

※右()は、当所担当者参加回数/-は会議未設置/0は設置しているが未開催

※南大東村については昨年度代表者・実務者・個別支援会議を併せ持った会議を1度開催している。

### (3) 児童福祉施設

児童福祉施設とは、児童福祉法第7条に規定される各種施設のこと、児童の健全育成・保護などを目的として設置されている。

児童福祉施設は県全体で525施設あり、そのうち保育所が411施設で全体の78.3%を占めている。

また、管内における児童福祉施設は263施設で、そのうち保育所が74.9%であり、県全体と同様となっている。

表5 市町村別児童福祉施設の設置状況

平成27年4月1日現在

区分 町村別	児童養護施設	助産施設	保育所 (公立)	ど 幼 保 連 携 型 認 定 園 こ も	乳 児 院	障 害 児 入 所 施 設	医 療 型 児 童 発 達	支 援 セ ン タ ー	児 童 厚 生 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	母 子 生 活 支 援 施 設	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	合 計
那覇市	1	3	73 (8)	-	-	1	1	12	1	1	-	-	93
浦添市	-	1	26 (3)	-	-	1	-	11	-	1	-	-	40
糸満市	1	-	21 (5)	-	1	1	-	2	-	-	-	-	26
豊見城市	-	-	17 (2)	-	-	-	-	2	-	-	-	-	19
南城市	1	-	15 (1)	-	-	-	-	7	-	-	-	-	23
西原町	-	-	9 (1)	-	-	-	-	3	-	-	-	-	12
与那原町	1	-	7 (1)	-	-	-	-	2	-	-	-	-	10
南風原町	-	1	11 (1)	-	-	1	-	4	-	-	-	-	17
八重瀬町	-	1	14 (1)	-	-	-	-	3	-	-	-	-	18
久米島町	-	1	4 (1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
渡嘉敷村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
座間味村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
粟国村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
渡名喜村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南大東村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北大東村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
管内計	4	7	197 (24)	-	1	4	1	46	1	2	-	-	263
県計	8	11	411 (88)	4	1	8	2	74	1	3	2	-	525 (88)

※ 保育所の( )は、公立で再掲である。

※ 児童厚生施設とは、児童遊園、児童館のことである。



(4)助産施設

助産施設は児童福祉施設のひとつであり、妊産婦を入所させて助産を受けさせることを目的とする施設である（児童福祉法第36条）。また、妊産婦とは、妊娠中または出産後1年以内の女子をいい（児童福祉法第5条）、助産施設の入所対象者は保健上必要があるにもかかわらず経済的理由等により入院助産を受けることができない妊産婦としている。県全体では、計11施設が助産施設としての認可を受けている（現在、公立久米島病院は外来診療のみ実施）。

表6 市町村別助産施設入所状況(人数)

(平成28年3月31日現在)

区分 町村別	年 度 別				
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
西原町	8 (3)	4 (2)	4 (2)	8 (5)	5 (2)
与那原町	7	6	7	7	2
南風原町	5	4	10	5	7
八重瀬町	1	3	5	5	7
久米島町	1	4	7	2	1
那覇市	5	2	-	-	-
浦添市	-	-	-	-	-
豊見城市	-	-	-	-	-
南城市	-	-	-	-	1
渡嘉敷村	-	-	-	-	-
座間味村	-	-	-	-	-
粟国村	-	-	-	-	-
渡名喜村	-	-	-	-	-
南大東村	-	-	-	-	-
北大東村	-	-	-	-	-
計	27 (3)	23 (2)	33 (2)	27 (5)	23 (2)

※( )内、外国人を再掲

表7 町村別助産施設入所状況(人数)

(平成27年度)

区分 町村	沖縄協同 病 院	沖縄赤十 字 病 院	浦添総合 病 院	南部徳洲 会病院	那覇市立 病 院	県立南部 医療セン ター	県立中部 病 院	計
西原町	-	-	-	-	3	2	-	5
与那原町	1	1	-	-	-	-	-	2
南風原町	3	1	-	-	-	3	-	7
八重瀬町	2	4	-	-	-	1	-	7
久米島町	-	-	-	-	-	1	-	1
計	6	6	-	-	3	7	-	22



## 2) 保育対策

### (1) 保育所

平成27年4月に子ども・子育て新制度が本格スタートし、保育・子育て支援の提供等については市町村が実施主体となった。

保育所(園)は児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設であり、新制度のもと保育の必要性により保育所利用の認定をしている。

保育所には、自治体が直接設置する公立保育所と、認可を受けた社会福祉法人等が設置する私立保育所がある。

いずれについても、「児童福祉行政指導監査の実施について」厚生省児童家庭局長通知(平成12年4月25日児発第471号)に基づき行政指導監査が行われており、当所は委任事務により公立保育所(那覇市を含む)及び実施機関である町村指導監査を実施している。平成27年度は、管内市町村の15か所に加え、那覇市の8か所を含めた計24か所の公立保育所と管内2町の保育所入所事務について、指導監査を実施した。

### (2) 地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て新制度では、利用者の多様なニーズに応えるため、保育所や幼稚園以外にも市町村認可による地域型保育事業を児童福祉法に位置づけている。地域型保育事業には「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「事業所内保育事業」、「在宅訪問型保育事業」の4つの累計があり、待機児童解消を図ることを主な目的としている。

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に沿って実施する事業で、就労をしている保護者等の保育の様々なニーズに応えることに加え、現代の核家族化により孤立しがちな子育ての不安を、地域で子育てを支援することにより育児不安を解消することも目的としている。地域子ども・子育て支援事業には、「延長保育事業」、「病児保育事業」等がある。



## 4 母子及び父子並びに寡婦の福祉

近年、社会経済状況が厳しさを増す中で、離婚等が原因のひとり親世帯が増加している。また、ひとり親家庭は経済的に不安定な状況が多く、さらに時代とともに抱える問題も多様化している。

これらのひとり親家庭等に対し母子父子寡婦福祉資金の貸付による経済的な自立の支援を図るとともに、生活相談や生業の指導等を行い、福祉の向上に努めているところである。

### (1) ひとり親世帯の実態

当所管内の母子世帯数は、平成25年8月1日現6,181世帯で、総世帯数に占める割合は4.28%となっている。

父子世帯数は、平成25年8月1日現1,014世帯で、総世帯数に占める割合は0.70%となっている。

表1 市町村別 ひとり親世帯数及び出現率

No	市町村名	総世帯数		母子世帯						父子世帯					
				世帯数			出現率			世帯数			出現率		
		H20	H25	H20	H25	増減	H20	H25	増減	H20	H25	増減	H20	H25	増減
1	浦添市	40,658	43,153	1,655	1,865	210	4.07%	4.32%	0.25%	72	159	87	0.18%	0.37%	0.19%
2	糸満市	18,923	20,378	921	1,046	125	4.87%	5.13%	0.27%	56	247	191	0.30%	1.21%	0.92%
3	豊見城市	18,751	20,732	632	710	78	3.37%	3.42%	0.05%	29	73	44	0.15%	0.35%	0.20%
4	南城市	12,158	13,595	441	501	60	3.63%	3.69%	0.06%	33	106	73	0.27%	0.78%	0.51%
5	西原町	11,952	12,397	602	681	79	5.04%	5.49%	0.46%	228	175	-53	1.91%	1.41%	-0.50%
6	与那原町	5,412	6,768	279	274	-5	5.16%	4.05%	-1.11%	29	21	-8	0.54%	0.31%	-0.23%
7	南風原町	11,128	12,066	440	502	62	3.95%	4.16%	0.21%	35	76	41	0.31%	0.63%	0.32%
8	渡嘉敷村	400	442	8	10	2	2.00%	2.26%	0.26%	27	1	-26	6.75%	0.23%	-6.52%
9	座間味村	505	520	6	5	-1	1.19%	0.96%	-0.23%	0	2	2	0.00%	0.38%	0.38%
10	栗国村	414	392	7	5	-2	1.69%	1.28%	-0.42%	2	2	0	0.48%	0.51%	0.03%
11	渡名喜村	288	237	2	3	1	0.69%	1.27%	0.57%	2	0	-2	0.69%	0.00%	-0.69%
12	南大東村	659	722	17	17	0	2.58%	2.35%	-0.23%	0	2	2	0.00%	0.28%	0.28%
13	北大東村	298	396	5	2	-3	1.68%	0.51%	-1.17%	2	0	-2	0.67%	0.00%	-0.67%
14	久米島町	3,475	3,669	127	101	-26	3.65%	2.75%	-0.90%	6	21	15	0.17%	0.57%	0.40%
15	八重瀬町	8,167	8,956	356	459	103	4.36%	5.13%	0.77%	92	129	37	1.13%	1.44%	0.31%
合計		133,188	144,423	5,498	6,181	683	4.13%	4.28%	0.15%	613	1,014	401	0.46%	0.70%	0.24%

※ 県青少年・子ども家庭課資料

(2) 母子・父子自立支援員及び母子・父子福祉協力員

① 母子・父子自立支援員

沖縄県では各福祉事務所に母子・父子自立支援員を設置しており、当所には3人が配置されている。母子・父子自立支援員は母子家庭等の生活安定と経済的な自立を図るために母子父子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当に係る遺棄調査及び母子家庭等の福祉に関する相談等を行っている。

② 母子・父子福祉協力員

沖縄県では各福祉事務所に母子・父子福祉協力員を設置しており、当所には4人が配置されている。母子・父子福祉協力員は貸付金の円滑な償還を図るため母子父子寡婦福祉資金の貸付を受けた世帯を訪問して、償還計画及び支払い等について指導・調整を行っている。

表2 年度別母子福祉協力員の活動状況

区分 年度別	母子福祉 協力員数	勤務日数		訪問件数	
		延べ数	一人あたり 平均日数	延べ数	一人あたり 平均訪問件数
平成23年度	15	791	53	1,789	119
平成24年度	14	713	51	1,718	123
平成25年度	9	432	48	917	102
平成26年度	6	269	44	803	134
平成27年度	6	288	48	939	156

表3 年度別母子自立支援員の活動状況

区分	生活一般				児童			生活支援				その他の					合計						
	住	医	家	就	結	そ	計	養	教	非	就	そ	計	売	た	公		母	母	支	母	他	計
年度別	宅	療	庭	就	婚	の	計	育	育	行	職	他	計	設	販	営	子	子	援	子	計	計	
	争	争	紛	紛	紛	他	計	争	争	争	争	争	争	争	争	争	争	争	争	争	争	争	争
平成23年度	3		3	21	2	2	26							1,130	51	1	9	1	1,192	1			1,218
			3	21	2	2	26							1,121	50	1	6	1	1,179	1			1,205
														23	1	3			27				27
	4		4	44	5	5	53							2,007	130	2	33	1	2,173	1			2,226
							(2.4%)												(97.6%)				(100%)
平成24年度				12		1	12	1			1	2	2	638	44	5	5	8	695	8			709
				11		1	11	1			1	2	2	633	43	5	5	7	688	7			701
				1			1							5	1			1	7				8
				24		1	24	1			1	2	2	1,205	73	13		24	1,315	24			1,341
							(1.8%)												(98.1%)				(100%)
平成25年度				30			30							755	41			2	798	2			828
				21			21							752	41			2	795	2			816
				9			9							3					3				12
				51			51							1,081	53			3	1,137	3			1,188
							(4.3%)												(95.7%)				(100%)
平成26年度				47			47							616	34	1		1	652	1			699
				39			39							612	33	1		1	647	1			686
				8			8							4	1				5				13
				69			69							995	37	3		3	1,038	3			1,107
							(6.2%)												(93.8%)				(100%)
平成27年度	5	5	2	38	4	4	54	4	1	6	2	13	13	795	28	4	5	1	845	12	2	2	914
	5	5	2	38	4	4	54	4	1	6	2	13	13	779	28	4	5	1	829	12	2	2	898
														16					16				16
	6	7	2	70	4	4	89	5	1	6	4	16	16	1,123	55	4	5	1	1,212	24	2	2	1,319
							(6.7%)												(91.9%)				(100%)

### (3) 母子福祉資金の貸付

母子福祉資金の貸付は母子家庭の経済的自立と生活意欲の助長を図る制度として、母子福祉対策の中で重要な位置を占めている。貸付金の種類は修学資金、生活資金等の12種類がある。

表4 年度別、資金別、母子福祉資金貸付状況

年度別 件数・ 金額	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
事業開始 資金										
事業継続 資金										
修学資金	64	36,787,000	64	36,787,000	59	35,476,500	58	38,238,600	94	49,737,600
技能習得 資金	7	3,666,000	7	3,666,000	4	2,286,600	8	6,498,200	10	5,433,600
修業資金	5	3,456,000	5	3,456,000	5	2,382,000	3	1,974,000	2	1,632,000
就職支度 資金										
医療介護 資金										
生活資金	3	710,000	14	7,640,000	8	4,102,000	7	4,826,000	5	2,928,000
住宅資金										
転宅資金	1	130,000	5	1,064,200	6	1,432,000	2	427,600	2	500,000
就学支度 資金	13	6,088,000	21	6,319,200	20	8,449,000	20	6,481,000	46	13,743,000
結婚資金										
計	93	50,837,000	116	58,932,400	102	54,128,100	98	58,445,400	159	73,974,200

(※平成25年度から那覇市が中核市移行により管轄外となる。)

#### (4) 母子福祉資金の償還

平成27年度の母子福祉資金貸付金償還金の償還率は、前年度から5.7ポイント上昇して48.8%となり、平成22年度から6年連続での上昇となった。

資金別で最も償還率が高いのは、修業資金の100%で、次いで技能習得資金の90.0%、生活資金の78.6%となっている。資金別で最も償還率が低いのは、事業継続資金の12.5%で、次いで事業開始資金の12.7%、修学資金の50.9%となっている。

表6 <年度別>平成23～27年度 母子福祉資金貸付金償還金の償還状況

区分 年度	過年度分				現年度分				合 計				償還率 (%)	前年度比 (%)
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額		
H23	134,759,049	15,115,115	449,232	119,194,702	67,269,028	54,438,053	0	12,830,975	202,028,077	69,553,168	449,232	132,025,677	34.4	4.4
H24	132,025,677	14,525,101	6,050,348	111,450,228	66,814,253	55,959,715	0	10,854,538	198,839,930	70,484,816	6,050,348	122,304,766	35.4	1.0
H25	75,170,513	13,724,672	0	61,445,841	36,384,018	32,298,170	0	4,085,848	111,554,531	46,022,842	0	65,531,689	41.3	5.9
H26	65,531,689	10,548,266	5,916,872	49,066,551	36,811,553	33,602,431	0	3,209,122	102,343,242	44,150,697	5,916,872	52,275,673	43.1	1.8
H27	52,275,673	12,481,962	1,873,407	37,920,304	31,341,859	28,331,097	0	3,010,762	83,617,532	40,813,059	1,873,407	40,931,066	48.8	5.7

※ H25年度 那覇市の中核市移行に伴い事業を一部移管。

表7 <資金別>平成27年度 母子福祉資金貸付金償還金の償還状況

区分 資金	過年度分				現年度分				合 計				償還率 (%)
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	
事業開始	12,151,597	1,190,678	717,505	10,243,414	399,996	399,996	0	0	12,551,593	1,590,674	717,505	10,243,414	12.7
事業継続	688,252	86,329	433,222	168,701	0	0	0	0	688,252	86,329	433,222	168,701	12.5
修学	33,842,935	9,685,568	293,250	23,864,117	20,298,479	17,885,796	0	2,412,683	54,141,414	27,571,364	293,250	26,276,800	50.9
技能習得	258,448	152,648	0	105,800	2,094,264	1,964,180	0	130,084	2,352,712	2,116,828	0	235,884	90.0
修業	52,500	52,500	0	0	1,374,048	1,374,048	0	0	1,426,548	1,426,548	0	0	100.0
就職支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
医療介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
生活	646,181	129,199	429,430	87,552	2,339,345	2,216,875	0	122,470	2,985,526	2,346,074	429,430	210,022	78.6
住宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
転宅	149,232	28,764	0	120,468	871,372	725,558	0	145,814	1,020,604	754,322	0	266,282	73.9
就学支度	4,486,528	1,156,276	0	3,330,252	3,964,355	3,764,644	0	199,711	8,450,883	4,920,920	0	3,529,963	58.2
結婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
計	52,275,673	12,481,962	1,873,407	37,920,304	31,341,859	28,331,097	0	3,010,762	83,617,532	40,813,059	1,873,407	40,931,066	48.8

※違約金は除く

### (5) 寡婦福祉資金の貸付

寡婦（配偶者のいない女子でその扶養する子が20歳を超えた者や、配偶者と離別・死別した女子で現に扶養する子のいない者をいう。）等の経済的自立を図るために寡婦福祉資金の貸付が実施されている。貸付金の種類は母子福祉資金と同じく修学資金等の12種類がある。

表8 年度別、資金別、寡婦福祉資金貸付状況

年度別 件数・ 金額 資金別	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
事業開始 資金										
事業継続 資金										
修学資金	8	4,318,000	9	4,943,500	3	1,590,000	3	1,194,000	3	2,688,000
技能習得 資金			1	400,000						
修業資金	2	1,416,000	2	1,473,000	1	657,000				
就職支度 資金										
医療介護 資金							1	100,000		
生活資金							1	309,000		
住宅資金										
転宅資金										
就学支度 資金			1	590,000						
結婚資金										
計	10	5,734,000	13	7,406,500	4	2,247,000	5	1,603,000	3	2,688,000

(6) 寡婦福祉資金の償還

平成27年度の寡婦福祉資金貸付金償還金の償還率は、前年度から6.3ポイントの上昇して42.7%となり、過去5年間低下が続いていたが上昇に転じた。

資金別で最も償還率が高いのは、修業・技能習得・医療介護・住宅資金の100%で、次いで生活資金の72.1%となっている。資金別で最も償還率が低いのは、事業開始資金・事業継続資金の0%で、次いで就学支度資金の21.5%となっている。

表9 <年度別>平成23～27年度 寡婦福祉資金貸付金償還金の償還状況

区分 年度	過年度分				現年度分				合計				償還率 (%)	前年度比 (%)
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額		
H23	10,591,309	698,003	1,325,506	8,567,800	8,343,610	7,411,226	0	932,384	18,934,919	8,109,229	1,325,506	9,500,184	42.8	▲2.4
H24	9,500,184	984,830	632,167	7,883,187	6,784,758	5,799,068	0	985,690	16,284,942	6,783,898	632,167	8,868,877	41.7	▲1.1
H25	4,498,073	415,704	0	4,082,369	2,837,182	2,324,792	0	512,390	7,335,255	2,740,496	0	4,594,759	37.4	▲4.3
H26	4,594,759	407,192	245,257	3,942,310	3,154,158	2,415,347	0	738,811	7,748,917	2,822,539	245,257	4,681,121	36.4	▲1.0
H27	4,681,121	490,287	0	4,190,834	3,746,335	3,106,572	0	639,763	8,427,456	3,596,859	0	4,830,597	42.7	6.3

※ H25年度 那覇市の中核市移行に伴い事業を一部移管。

表10 <資金別>平成27年度 寡婦福祉資金貸付金償還金の償還状況

区分 資金	過年度分				現年度分				合計				償還率 (%)
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	
事業開始	681,511	0	0	681,511	0	0	0	0	681,511	0	0	681,511	0.0
事業継続	238,511	0	0	238,511	0	0	0	0	238,511	0	0	238,511	0.0
修学	2,742,042	271,830	0	2,470,212	2,862,156	2,426,747	0	435,409	5,604,198	2,698,577	0	2,905,621	48.2
技能習得	0	0	0	0	136,440	136,440	0	0	136,440	136,440	0	0	100.0
修業	0	0	0	0	399,000	399,000	0	0	399,000	399,000	0	0	100.0
就職支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
医療介護	0	0	0	0	11,669	11,669	0	0	11,669	11,669	0	0	100.0
生活	14,330	8,198	0	6,132	47,068	36,050	0	11,018	61,398	44,248	0	17,150	72.1
住宅	36,760	36,760	0	0	0	0	0	0	36,760	36,760	0	0	100.0
転宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
就学支度	967,967	173,499	0	794,468	290,002	96,666	0	193,336	1,257,969	270,165	0	987,804	21.5
結婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
計	4,681,121	490,287	0	4,190,834	3,746,335	3,106,572	0	639,763	8,427,456	3,596,859	0	4,830,597	42.7

※違約金は除く



#### (7) 父子福祉資金の貸付

父子家庭に対する支援が拡充され、平成26年10月1日から父子福祉資金制度が創設された。貸付金の種類は母子福祉資金と同じく修学資金等の12種類がある。平成26年度は1件、平成27年度は5件の申請を受理した。

#### (8) 自立支援教育訓練給付金の支給

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育講座を受講し、修了した場合、経費の60%（上限20万円、下限1万2千円）を支給している。

#### (9) 高等職業訓練促進給付金の支給

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や保育士等の資格取得のため、1年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間中について、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として、高等職業訓練促進給付金として月額10万円（課税世帯の場合7万5千円）を支給している。

#### (10) 母子福祉団体の育成

母子家庭、父子家庭及び寡婦家庭の持つあらゆる問題に対し、母子、父子又は寡婦が協力し合い、自らの力で問題の解決に当たるとともに、積極的に生活設計、生活意欲の向上に努め自立助長を図り、母子、父子及び寡婦福祉の増進に期するため、母子寡婦福祉会が管内8市町村に組織されている。

## 5 地域の福祉

近年、少子高齢化が進み家族の形態が変化してきたことに伴い、社会福祉基礎構造改革が行われ、社会福祉法の改正、同時に介護保険法が創設された。

平成15年4月、支援費制度の導入、平成18年4月、改正介護保険法、及び障害者自立支援法の施行等、平成21年4月の再改正介護保険法施行、その後、介護保険事業所等の拡充から利用者本位のサービスの質の向上、障害福祉サービス事業所等の拡充から障害者本位のサービスの質の向上等充実強化が叫ばれ、最重要となっており、社会福祉を取り巻く情勢は変化の過程にある。

今日、福祉行政は、利用者が選択決定することを基本に、必要な福祉サービスの情報提供とサービスの利用援助、利用者のニーズに適合したサービスの展開をすすめ、地域住民が主体的、積極的に福祉活動へ参加することとなった。

そのため、地域住民が連携し、福祉意識の高揚を図り、相互扶助の精神、ゆいまーの心で結ばれた地域社会を築く事は、最も優先的な課題となっている。

また、地域福祉を推進する上で、忘れてならないのは地域福祉活動の中心的組織である社会福祉協議会や民生・児童委員の存在であり、その活動の支援強化を図り、より一層の連携を深めることが大事である。

### 1) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、市町村、都道府県、中央の各段階で組織されている民間の自主的組織であり、公私の社会福祉関係者やこれに関心と熱意を持つ者等の参加協力を得て、組織的、効率的な地域福祉活動を促進することを目的としている。

県社会福祉協議会は、県内の各種福祉団体の福祉活動の連絡、調整、助言にあたるほか、福祉に係る調査、研究、総合企画やボランティアの育成等幅広い事業を行い、民間福祉活動の推進役を担っている。

市町村社会福祉協議会は、地域住民が主体となり、社会福祉に対する理解と協力を得て、その地域における社会福祉の推進を図ることを目的に設立され、社会福祉に関する調査研究、連絡調整、普及宣伝を実施するとともに、市町村からの福祉に係る業務の受託、福祉に関する事業や福祉・生活相談、生活福祉資金等低所得者に対する援助、歳末助け合い運動の実施、ボランティア活動の育成援助などの幅広い業務を行っている。

### 2) 民生委員・児童委員

民生・児童委員は、民生委員法・児童福祉法に基づき、各市町村に設置された民間の奉仕者で知事の推薦によって厚生労働大臣から委嘱（平成28年3月末現在1,909名※那覇市除く）され、地域住民の福祉増進のために、社会福祉に関する相談・調整等の自主的活動や福祉事務所等の関係行政機関への協力活動を行う。

民生・児童委員の相談・支援件数を内容別に見ると、1. 子供に関すること（子供の地域生活・子供の教育）2. 高齢者に関すること、3. 障害者に関することの順となっている。

民生・児童委員による地域での福祉活動は、我が国の社会福祉制度の中に欠くことの出来ない重要なものであり、その活動はますます期待されている。

## 6 配偶者暴力相談支援センター

### 1) 業務の内容

「配偶者暴力相談支援センター」とは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための機関である。都道府県については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づき、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、同支援センターとしての機能を果たすこととなっている。

沖縄県では、平成14年度に女性相談所が配偶者暴力相談支援センターとして位置づけられ、平成18年度からは北部福祉保健所、八重山福祉保健所、宮古福祉保健所の3箇所と同センターの機能が付与された。さらに、平成23年度より、中部福祉保健所、南部福祉保健所にも設置され、沖縄県の配偶者暴力相談支援センターは計6ヶ所となっている。

南部配偶者暴力相談支援センターでは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)第3条第3項に基づき、次の業務を行っている。

- ・被害者に関する様々な問題についての相談
- ・被害者が自立して生活することを促進するため、各制度の利用等についての情報提供、助言、関連機関への連絡等
- ・保護命令の制度利用についての情報の提供、助言、関連機関への連絡等
- ・被害者を居住させて保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等

また、婦人保護の観点から、要保護女子・生活に問題を抱える女子等への相談業務を行っている。

### 2) 相談状況

表1 相談種別業務実績

(平成27年度)

来所相談		電話相談		巡回・出張相談		合計	
70	(59)	208	(175)	16	(16)	294	(250)

※延べ件数、( )はDVの延べ件数

市町村名	来所相談		電話相談		出張相談		合計	
	内DV		内DV		内DV		内DV	
那覇市	1	1	4	2	0	0	5	3
浦添市	0	0	3	2	0	0	3	2
糸満市	2	2	5	5	0	0	7	7
沖縄市	0	0	2	2	0	0	2	2
豊見城市	4	4	44	44	9	9	57	57
南城市	9	9	33	29	0	0	42	38
中城村	1	1	8	8	1	1	10	10
西原町	8	6	19	13	0	0	27	19
与那原町	10	9	12	8	0	0	22	17
南風原町	18	13	26	22	4	4	48	39
渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0	0
座間味村	0	0	2	2	0	0	2	2
粟国村	0	0	0	0	0	0	0	0
渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0
南大東村	0	0	0	0	0	0	0	0
北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0
久米島町	0	0	2	2	0	0	2	2
八重瀬町	17	14	35	30	2	2	54	46
南部地区	0	0	0	0	0	0	0	0
中部地区	0	0	0	0	0	0	0	0
北部地区	0	0	0	0	0	0	0	0
県外	0	0	0	0	0	0	0	0
不定・不明	0	0	13	6	0	0	13	6
計	70	59	208	175	16	16	294	250

内DV三相談内容にDVを含むものの再掲

表3 経路別・主訴別受付状況

経路別	本人自身	警察関係	法務関係	他府県の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関				社会福祉施設等	医療機関			教育関係	労働関係	縁故者・知人等	その他	合計		
							児童相談所	民生委員	その他	小計		保健所	医療施設	小計							
人 間 関 係	主訴別	1	5	0	0	0	3	0	0	20	20	0	1	0	1	1	0	1	0	32	
	夫 等	夫等のから暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		薬物中毒・酒乱	1	0	0	0	0	0	0	0	14	14	0	1	1	2	0	0	0	0	17
		離婚問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	子 ど も	子どもからの暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	0	1	0	0	0	0	3
		養育困難	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	親 族	親の暴力	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		その他の親族の暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	交 際 相 手	交際相手からの暴力	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		同性の交際相手からの暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の者からの暴力	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	男女問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ストーカー被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家庭不和	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
経 済 関 係	生活困難	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	
	サラ金・借金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
医 療 関 係	求職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	1	0	0	3	3	0	0	2	2	0	0	0	0	6	
	病気	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
住 居 問 題	精神的問題	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	妊娠・出産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
住居問題	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
帰居先なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
不純異性交遊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
売買強要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ヒモ・暴力団関係者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5条違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人身取引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	4	7	0	0	2	5	0	0	42	42	0	3	3	6	1	0	3	0	70		
新規	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
再来	2	7	0	0	2	5	0	0	42	42	0	3	3	6	1	0	3	0	68		

	18歳未満	18～20歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	合計
人数	—	—	15	17	14	6	4	3	59

職業	事務従業者	販売従業者	工員	サービス業		その他の職業	専業主婦	学生	無職		不明	合計
				風俗営業関係	その他				ホームレス	その他		
人数	6	3	4	—	4	13	13	—	—	16	—	59

表6 電話相談状況 (DVのみ)

①経路別状況

(平成27年度)

	本人自身	警察関係	法務関係	他府県の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関				社会福祉施設等	医療機関			教育関係	労働関係	縁故者・知人等	その他	合計
							児童相談所	民生委員	その他	小計		保健所	医療施設	小計					
件数	10	20	—	—	27	13	5	—	38	43	1	42	16	58	1	—	2	—	175

②年齢別状況

(平成27年度)

	18歳未満	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
件数	—	—	23	41	64	8	15	24	175

表7 保護命令関係

裁判所から書面提出を求められた件数

平成27年度	2件
--------	----

## 7 その他

### 1) 住居確保給付金

#### (1) 住居確保給付金とは

離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を失っている者又は失うおそれのある者を対象として、原則3ヶ月間賃貸住宅等の家賃として住居確保支援給付金を支給するとともに、再就職に向けた支援を行う。

#### (2) 住宅確保給付金の支給対象者要件

次の①～⑧のいずれにも該当する生活困窮者とする。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。
- ② 申請日において、65歳未満であって、かつ、離職等の日から2年以内であること。
- ③ 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。
- ④ 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
- ⑤ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、「基準額(※)」に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること。 (※)「基準額」=市町村民税均等割の非課税限度額の1/12
- ⑥ 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6(ただし、100万円を超えないものとする)以下であること。
- ⑦ 国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する住居を喪失した離職者に対する類似の給付を、申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

#### (3) 住居確保給付金の支給実績

町村名	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	人月 (延べ人数)	支給額 (円)	人月 (延べ人数)	支給額 (円)	人月 (延べ人数)	支給額 (円)	人月 (延べ人数)	支給額 (円)
西原町	46	1,416,800	61	2,033,100	8	284,000	6	114,600
与那原町	22	794,800	33	1,273,000	15	564,000	8	244,000
南風原町	71	2,426,600	37	1,275,500	21	855,000	20	664,000
八重瀬町	17	544,400	26	794,400	14	471,800	0	0
合計	156	5,182,600	157	5,376,000	58	2,174,800	34	1,022,600

